

## ～憲法を取り巻く情勢と私たちの課題～

### 1 憲法とは

- ・ 国の最高法規(98条1項)  
「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」
- ・ 憲法と法律の違い  
憲法：国民が権力に守らせるもの＝権力を縛る。  
法律：権力が国民に守らせるもの＝国民を縛る。
- ・ 現行憲法の基本原則：「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」
- ・ 制度的保障としての三権分立  
立法権：国会、行政権：内閣、司法権：裁判所
- ・ その根本にある「立憲主義」

### 2 立憲主義とは

民主主義国家では国民の多数意思に従って政治的なものごとが決められていく。選挙で多数を占めた政党が国会の多数派となって立法権を担い、そこで内閣総理大臣も選ばれる。内閣総理大臣は国务大臣を選んで内閣を組織し、これが行政権を行使する。内閣は裁判官を選び、裁判所が司法権を行使する。つまり、国会、内閣、裁判所という権力の担い手は、国民の多数意思を反映している。

では、多数意思は常に正しいか？。

その時々多数意思が過ちを犯すことは歴史の示すところ（ナチスドイツ、国民の多数が熱狂的に戦争を支持した戦前の日本）。

不正確な情報に踊らされ、ムードに流され、目先のことしか見えなくなり、冷静で正しい判断ができなくなる危険性が、我々の社会にはついて回る。

それを避けるために、予め多数意思に基づく行動に歯止めをかけることが必要であり、その仕組みが憲法。多数決で決めるべき事もあるけれども、多数決で決めてはいけないこともある。多数決でも変えてはならない価値を前もって憲法の中に書き込み、多数意思を反映した国家権力を制限する。これが立憲主義という法思想。すなわち、全ての人個人として尊重されるために、憲法を最高法規として国家権力を制限し、人権保障を図る。

### 3 憲法を取り巻く情勢

#### (1) ロシアによるウクライナ侵攻

- ・ 2022.02.24 ロシアのウクライナ侵攻開始
- ・ 名目は、ウクライナ東部2州をルガンスク共和国、ドネツク共和国として承

認め、両国からの要請に基づく集団的自衛権の行使。

- ・ その背景は。 → プーチンの旧ソビエト連邦回復への郷愁・野望  
NATOの当方拡大による怯え(旧ソ連邦諸国が次々加盟)  
ウクライナでの親欧米政権の誕生
- ・ アメリカは事前にウクライナ侵攻を認識  
しかし、第3次世界大戦(核戦争に発展の可能性)を恐れ、NATO諸国と共に軍事非介入を明言。
- ・ ロシアのウクライナ侵攻は、国際法違反  
国連憲章第2条3項「平和的手段による紛争解決」違反  
国連憲章第2条4項「武力不行使原則」違反  
ジュネーブ条約(1949締結)第1追加議定書(1977)  
第51条2項「文民への攻撃、威嚇禁止」違反  
第56条1項「危険な力を内蔵する施設(ダム、原発)攻撃禁止」違反

## (2) ウクライナ侵攻を受けた政治の動き

- ・ (侵攻前から)9条では国の安全を守れない → **9条に自衛隊明記**  
ウクライナ侵攻を受け、そのようなSNSが拡散。
- ・ (侵攻前から)**緊急事態条項の創設**  
衆参の憲法審査会での議論が強まる。
- ・ (侵攻前から)**敵基地攻撃能力の保持**
  - ・ 4/3、山口市内での安倍講演「敵基地攻撃は基地に限定する必要はない。相手の中枢を攻撃することも含むべき」
  - ・ 4/11、自民党安全保障調査会「敵基地攻撃は相手の指揮統制機能も含む」
- ・ 「核共有」議論  
「持たず、作らず、核を持ち込まさず」を変更しアメリカの核持ち込みを許容 → 持ち込んでどうするのか？。  
非核三原則についての国会決議。
  - ・ 1971.11.24 非核兵器並びに沖縄米軍基地縮小に関する衆議院決議
  - ・ 1976.4.27 核兵器不拡散条約裁決後の衆議院外務委員会決議
  - ・ 1976.5.21 同参議院外務委員会決議
  - ・ 1978.5.23 国際連合軍縮特別総会に関する第84国会衆議院本会議決議
  - ・ 1981.6.5 核軍縮に関する衆議院外務委員会決議
  - ・ 1982.5.27、28 第2回国際連合軍縮特別総会に関する衆参本会議決議※何れも「非核三原則が国是として確立されていること」を明記
- ・ 軍事予算をGDP2%に → 2020年現在で世界9位から世界3位へ

## (3) 高市内閣発足

- ① 今年2月の第51回衆議院選挙の結果、自民党は単独でも衆議院の3分の2を超える316議席を獲得。連立を組んだ日本維新の会の当選議員36名を加えると衆議院の4分の3を超える勢力になった。両党の連立合意書には、
  - ・ 憲法9条改正・緊急事態条項新設に関する条文起草協議会の設置
  - ・ 衆参両院の憲法審査会に条文起草委員会の常設

・ 安保 3 文書の前倒し改定、反撃能力を持つ長射程ミサイル等の整備及び陸上展開先の進展

・ 「防衛装備移転三原則」の運用指針の撤廃

など、戦後築かれてきた平和国家日本の礎を根底から覆してしまう内容が規定されている。

② 衆議院憲法審査委員 50 名中、自民・維新で 38 名。改憲に前向きな国民民主党と参政党を加えると 44 名と 9 割を占め、緊急事態下の国会議員の任期延長、9 条自衛隊明記の条文案作りに前向き。

③ 4 月 12 日の自民党大会で、高市首相は来春までに改憲発議にめどをつけたいとの意向を表明。

④ ただ、参議院では自民・維新の会は少数与党に止まる。参議院憲法審査会は立憲民主党の長浜博行氏が会長を務めるが、会見内容の組み合わせ次第では参議院でも 3 分の 2 を満たすこともあり得る情勢。

#### 4 憲法への自衛隊明記

##### 憲法第 9 条

① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

##### 憲法第 9 条の 2（自民党憲法改正推進本部の有力案）

① 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

##### (1) 2017. 5. 3 の「美しい日本の憲法をつくる国民の会」に寄せた安倍首相(当時)のビデオメッセージ概略

・ 東京五輪が開催される 2020 年は、日本が生まれ変わるきっかけにすべき。2020 年を新しい憲法が施行される年にしたい。

・ 「自衛隊が違憲かもしれない」などの議論の余地をなくすべきだ。9 条 1 項、2 項は残し、自衛隊を明文で書き込む考え方は国民的な議論に値する。

##### (2) 背景とねらい

① 改憲政党が衆参両院で改憲発議に必要な 2 / 3 を占めていること

・ 2014 年衆院選：475 議席中、自民 291、公明 35、維新 41

・ 2016 年参院選：242 議席中、自民 121、公明 25、維新 12

② 自衛隊に対する国民の多数の支持

・ 北朝鮮問題による東アジアの緊張状態

・ 政府の調査では国民の約 90% が自衛隊に対して良い印象をもっている。

→ この数字には疑問があるし、国民の自衛隊への期待は災害派遣だろうが、

国民が自衛隊を容認していることは否定できないところ。

③「新9条論」の台頭

近年、革新的と思われる人（ex. 伊勢崎賢治、加藤典洋など）から、自衛隊を憲法に明記すべき（但し、専守防衛に限定した上で）との主張がなされるようになった。

④従来から9条加憲法論があった

- ・自主憲法期成議員連盟 1981年提案

9条3項として「前二項は、日本国の独立と安全を防衛し、国民の基本的人権を守護することを目的とし、必要な実力（又は、武力）を保持し、これを行行使することを妨げるものではない」

- ・小沢一郎「日本国憲法改正試案」1999年

「前二項の規定は、第三国の武力攻撃に対する日本国の自衛権の行使とそのため戦力の保持を妨げるものではない」

- ・「日本会議」の伊藤哲夫の提案

「9条に三項を加え、『但し、前項の規定は確立された国際法に基づく自衛のための実力の保持を否定するものではない』といった規定を入れる」

⑤ねらい

- ・加憲論を主張する公明党の取り込み
- ・教育無償化や地方分権の改憲論を主張する維新の会の取り込み
- ・民進党の一部を取り込み、民進党を分裂させる

(3) 9条加憲論の問題点

① 9条2項の空文化

ア) 2項と矛盾する3項（或いは9条の2、以下同）

9条2項は、一切の戦力の不保持と交戦権の否認を規定している。自衛隊を明記する3項は、そもそも相容れず、2項の空文化につながる。それが狙いでもあるのだが。

イ) 「後法は前法を廃する」

直近の立法者意思の尊重に基づく法原則。

3項の加憲によって、それと矛盾する2項は廃止されたと同様の扱い、少なくとも2項の解釈変更。

ウ) 自衛戦力論の解釈変更

これまでの政府解釈：「戦力は自衛のためであれ保持できないが、自衛隊は、戦力に至らない自衛力として合憲」

つまり「戦力」ではなく「自衛力」、「軍隊」ではなく「自衛隊」

したがって他国に侵略的脅威や攻撃的脅威を与える兵器を保有することはできない。大陸間弾道ミサイル、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母はダメ。これを変更して「自衛のためなら戦力を保持してもよい」となる。

② 集団的自衛権の全面的承認の危険性

- ・「安全保障法制(戦争法)」によって、従来とは変質している自衛隊の活動を憲法で認めることになる。

- ・ 1972 年政府見解による自衛権行使の 3 原則
  - A 我が国に対する急迫不正の侵害があること（武力攻撃が発生）
  - B これを排除するために他の適当な手段がないこと。
  - C 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと。
- ・ 2014.7.1 閣議決定の自衛権行使の 3 原則
  - ア 我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、
  - イ これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、
  - ウ 必要最小限度の実力の行使をすること。

#### (4) 2005・2012 の「自民党改憲案」の法制化の実現

- ・ 2005 年自民党新憲法草案第 9 条の 2
  - 第 1 項：「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。」
  - 第 3 項：「自衛軍は、第 1 項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命もしくは自由を守るための活動を行うことができる。」
- ・ 2012 年自民党日本国憲法改正草案第 9 条の 2
  - 第 1 項：「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする国防軍を保持する。」
  - 第 3 項：「国防軍は、第 1 項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命もしくは自由を守るための活動を行うことができる。」
- ・ \_\_\_\_\_ 部分は、2015 年成立の安全保障法制により、既に自衛隊の任務になっている。例えば、駆け付け警護、弾薬の提供、発進準備中の航空機への給油。

#### (5) 自衛隊 9 条加憲がもたらす波及効果

- ① 「安全保障法制(戦争法)」の合憲化
  - ・ 限定的集団的自衛権 → フルスペックの集団的自衛権へ
  - 「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がない場合」でも行使可能に。
  - 「現に戦闘行為が行われている場合」でも自衛隊の活動可能に。
- ② 他国に侵略的脅威や攻撃的脅威を与える兵器の保有も可能に
- ③ 「徴兵制」も可能に。これまでは 13 条・18 条から許容されないとしてきた。
- ④ 医療、土木建築工事、輸送業者の軍事的徴用が罰則付きで可能に
- ⑤ 軍事秘密の存在が益々増大、P K O の日報の情報公開も認められない

- ⑥ 自衛隊の基地建設のための強制的な土地収用が可能に  
現在は土地収用法3条の「公共の利益になる事業」に該当しないとされているが、「公共のため」（憲法29条3項）として合憲となる。
- ⑦ 軍事費の増加 GDP1%枠の撤廃 社会保障関連予算の削減
- ⑧ 軍産複合体の形成の加速  
武器輸出禁止3原則 → 2014 防衛装備品移転3原則 → 軍需産業強化のために武器輸出も増大
- ⑨ 軍学共同体制の可能性 軍事研究には慎重とする日本学術会議の変容

## 5 緊急事態条項の創設

### (1) 衆議院憲法審査会での自民党議員の主張

- ①緊急時の国会議員の任期延長規定の創設
  - ②大規模自然災害、テロ・内乱、感染症まん延、有事の4類型を緊急事態の対象として憲法に明記
  - ③内閣による緊急政令の制定
- ※公明党、日本維新の会、国民民主党、参政党なども同調。反対は立憲・共産・社民

### (2) 国家緊急権とは？

「戦争・内乱・恐慌ないし大規模な自然災害など、平時の統治機構をもってしては対処できない非常事態において、国家権力が、国家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序（＝人権保障と権力分立）を一時停止して、非常措置をとる権限」（芦部信喜『憲法学1』有斐閣2001年65頁）

### (3) 現行憲法には規定なし

規定されていないことをどう評価するか。

- ・学説：①欠陥説→憲法改正
- ②否認説→規定は有害・無用
- ③容認説→現行憲法の下でも国家緊急権の行使は可能
  - その1：憲法に規定がない以上、予め法律を作出しておくことは憲法上許されないが、必要があったときに、最小限度の措置を立法化する。
  - その2：不文の原理。但し、目的の明確性、非常措置の一時的かつ必要最小限、濫用防止のための責任制が必要
- ・1946年7月15日の帝国憲法改正委員会における金森国务大臣の答弁
  - ①民主政治を徹底させて国民の権利を充分擁護するためには、非常事態に政府の一存で行う措置は極力防止しなければならない
  - ②非常という言葉をもとに政府の自由判断を大幅に残しておく、どの様な精緻な憲法でも破壊される可能性がある
  - ③特殊の必要があれば臨時国会を召集し、衆議院が解散中であれば参議院の緊急集会を招集して対応できる
  - ④特殊な事態には平常時から法令等の制定によって濫用されない形式で完備

しておくことができる

との理由により、国家緊急権を設けなかったと答弁している。

明治憲法の緊急権が天皇絶対のイデオロギーと不可分だったという歴史的  
事情を反省し、国家権力を立憲主義的憲法体制の枠内に閉じ込めようとする  
表れとみるべき。

(4) 自民党草案の緊急事態条項（98、99条）の問題点

①緊急事態宣言を発する根拠が広範

②内閣総理大臣の判断基準が曖昧

③事前又は事後の国会の承認は濫用防止効果があるのか

現行の自衛隊法における防衛出動でさえ、国会の承認は事前

④緊急事態宣言の期間の目安が100日は長すぎないか

⑤内閣の「法律と同一の効力を有する政令」、内閣総理大臣の「財政上必要  
な支出その他の処分」「地方自治体の長に対してする指示」は、権限が広  
すぎ、立法権・地方自治の侵害

⑥政令、処分の事後の国会承認は濫用防止の歯止めになるか

(5) 大規模災害に対しては現行法制でも対処可能

災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、災害救助法、原子力災害対策  
特別措置法、警察法、自衛隊法など。その他、感染症対策法、新型インフルエ  
ンザ等対策特別措置法・・・。

災害対策は、事前の準備が必要。

権限を上に取り上げるのではなく、災害を受けた現場に権限を下ろす方が効  
果的。

## 6 敵基地攻撃能力の保持

### (1) 2022年12月16日に閣議決定された安保三文書（要旨）

#### ① 国家安全保障戦略

- ・我が国周辺では、核・ミサイル戦力を含む軍備増強が急速に進展し（北朝鮮を想定？）、力による一方的な現状変更の圧力が高まっており（中国を想定？）、防衛力の抜本的強化を始め、我が国の平和と安全、国益を守っていかなければならない。
- ・積極的平和主義を維持、平和国家としての専守防衛、非核三原則の堅持などの基本方針は不変。
- ・中国の対外的な姿勢や軍事動向は我が国と国際社会の深刻な懸念事項で、これまでにない戦略的挑戦。
- ・領域横断作戦能力、スタンド・オフ防衛能力、無人アセット防衛能力を強化。
- ・反撃能力の保有
- ・2027年度に防衛関連予算水準がGDP2%に達するよう所要の措置。

#### ② 国家防衛戦略（旧「防衛計画の大綱」名称変更）

概ね10年後までを念頭に、中期的な視点で日本の安全保障戦略や防衛力の規模を定める。

- ・防衛力の抜本的強化の鍵となるのはスタンド・オフ防衛能力等を活用した反撃能力。
- ・反撃能力とは我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力行使の3要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において我が国が有効な反撃を加えることを可能にする自衛隊の能力。
- ・米国との同盟関係は安全保障の基軸、侵攻が起きた場合には、日米共同対処により阻止する。

### ③ 防衛力整備計画（旧「中期防衛力整備計画」名称変更）

概ね5年ごとの具体的な防衛政策や装備調達を定める。

#### ア) スタンド・オフ防衛能力

- ・12式地对艦誘導弾能力向上型（地上発射型、艦艇発射型、航空機発射型）、島嶼防衛用高速滑空弾、極超音速誘導弾の開発・試作。トマホークを始めとする外国製スタンド・オフミサイルの導入。

#### イ) 統合防空ミサイル防衛能力

- ・極超高速滑空兵器等の探知・追尾能力を強化するため、固定式警戒管制レーダー等の整備、イージスシステム搭載艦整備。

#### ウ) 領域横断作戦能力

- ・米国との連携強化により、目標の探知・追尾能力の獲得を目的とした衛星コンステレーションを構築。
- ・サイバー関連部隊を約4000人に拡充

#### エ) 23年度から27年度の5年間における本計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は43兆円程度とする。

### ④ 評価

- ・国会審議、予算採決もないまま対米公約となった。法治主義・立憲主義違反。
- ・中国を想定敵国に見立てた日米両国の共通政策となり、日米安保条約の在り方が対中国軍事同盟へ変質。
- ・日本国憲法の平和理念、交戦権否認、専守防衛の逸脱。
- ・同盟国、同志国との協力・連携により対処⇒東アジア版NATOへの布石

## (2) 敵基地攻撃等についての政府見解の推移

### ・1956. 2. 29 衆議院内閣委鳩山首相答弁

「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とは考えられない。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であると思う。」

### ・1959. 3. 19 衆議院内閣委伊能防衛庁長官答弁

「誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である。しかし、このような事態は今日においては現実の問題として起こりがたい

ので、こういう仮定の事態を想定して、その危険があるからといって平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与える兵器を持っているということは憲法の趣旨とするところではない。」

(※) この時期はまだミサイル発射技術が未発達であり、日本がミサイル攻撃されるという現実的な恐れはなく、全くの仮定としての議論だった。)

- ・ 1988. 4. 6 参議院予算委瓦防衛庁長官答弁

「性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられるいわゆる攻撃的兵器を保有することは、これにより直ちに自衛のための必要最小限度を超えることになるから、いかなる場合にも許されず、したがって、例えば I C B M、長距離核戦略爆撃機、・・・長距離戦略爆撃機、あるいは攻撃型空母を自衛隊が保有することは許されない。」

- ・ 2005. 5. 12 衆議院安全保障委大野防衛庁長官答弁

「敵基地攻撃というのは、法理的には可能であるが、敵基地攻撃を目的とした装備というのは考えていないし、そのような攻撃を目的とした長距離巡航ミサイルというようなものも考えていない。」

- ・ 2015. 9. 4 参議院平和安全特別委理事会提出資料

「誘導弾等の基地をたたくなどの他国の領域における武力行動で自衛権発動の三要件に該当するものがあれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないとしてきている。その上で、我が国は、敵基地攻撃を目的とした装備体系を保有しておらず、個別的自衛権の行使として敵基地攻撃を行うことは想定していない。ましてや、我が国に対する武力攻撃が発生していない状況下で限定的な集団的自衛権の行使として敵基地攻撃を行うことは、そもそも想定していない。」

- ・ 2015. 6. 1 衆議院平和安全特別委で、安倍首相も同趣旨の答弁

⇒この時点までは敵基地攻撃能力の保有を否定。

### (3) 安保 3 文書改訂に至る動き

- ・ 2018. 12 月：防衛大綱の改訂（30 大綱）

「弾道ミサイル、巡航ミサイル、航空機等の多様化・複雑化する軽空脅威に対し、最適な手段による効果的・効率的な対処を行い、被害を局限する必要がある。日米同盟全体の抑止力の強化のため、ミサイル発射手段等に対するわが国の対応能力の在り方についても引き続き検討の上、必要な措置を講ずる。」

⇒弾道ミサイルに限らない「ミサイル発射手段等」への対応が検討課題に。

- ・ 2017. 3 月：自民党政務調査会「弾道ミサイル防衛の迅速かつ抜本的な強化に関する提言」

イーグス・アショア（陸上配備型イーグスシステム）の導入や「敵基地反撃能力」の保有等の検討を提言。

- ・ 2018. 12 月：政府がイーグス・アショア 2 基の導入決定

- ・ 2020. 6 月：イーグス・アショアの配備中止

- ・ 2020. 8. 4：自民党政務調査会「国民を守るための抑止力向上に関する提言」

総合ミサイル防空能力の強化のため、イーグス・アショア代替機能の確保の

早急な検討等のほか、弾道ミサイル等による攻撃を防ぐため、「相手領域内でも弾道ミサイル等を阻止する能力の保有を含めて、抑止力を向上させるための新たな取組が必要」だとして、政府に早急な検討を求める。

- 2020. 10. 23：自民党国防議員連盟「新たなミサイル防衛に関する提言」  
従来型の弾道ミサイルに加え、新型ミサイル等の対応の拡張性も視野に入れて検討すべきであるとし、TEL（発射台付き車両）等の移動対象だけでなく、それに関連する固定施設・機能も阻止の対象として検討すべきである。  
※新型ミサイル等：低軌道飛翔・軌道可変型ミサイル・極超音速滑空兵器  
⇒敵基地攻撃対象の拡大を提言
- 2020. 12. 18：閣議決定「新たなミサイル防衛システムの整備等及びスタンド・オフ防衛能力の強化について」  
陸上配備型イージスシステムに替えて、イージスシステム搭載艦2隻を整備、中期防におけるスタンド・オフミサイルの整備及び研究開発に加え、多様なプラットフォームからの運用を前提とした12式地对艦誘導弾能力向上型（射程200 kmから1000 km）の開発を行う。
- 2021. 3. 16：日米安全保障協議委員会（2+2）開催
- 2021. 4. 16：菅首相とバイデン大統領の日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」  
「国際秩序に合致しない中国の行動について懸念を共有」し、「日米両国は、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調すると共に、兩岸問題の平和的解決を促す。」  
⇒中国への共同対処の明示、台湾問題を明記。
- 2021. 12. 6：臨時国会における岸田首相所信表明演説  
「いわゆる敵基地攻撃能力を含め、あらゆる選択肢を排除せず現実的に検討し、防衛力を抜本的に強化する、そのために概ね1年をかけて、新たな国家安全保障戦略、防衛大綱及び中期防を策定する」
- 2022. 1. 7：日米安全保障協議委員会（2+2）共同発表
- 2022. 5. 23：日米首脳共同声明  
日本は米国に対し、「ミサイルの脅威に対抗するための能力」を含めあらゆる選択肢を検討し、日本の防衛力を抜本的に強化する決意を表明。バイデン大統領はこれを支持。
- ※2022. 2. 24：ロシアのウクライナ侵攻
  - 国民の意識変化：ウクライナ侵攻を受け、9条では国の安全を守れないといったSNSが拡散。
  - 世論調査  
2022. 5 毎日新聞  
防衛費を「大幅に増やすべきだ」「ある程度増やすべきだ」76%  
「敵基地攻撃能力の保有」賛成66%、反対22%  
2022. 11 共同通信  
「敵基地攻撃能力の保有」賛成60.8%、反対35.0%

- ・ 2022. 4. 26 : 自由民主党「新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言」  
反撃能力（＝敵基地攻撃能力）の保有を求め、反撃能力の対象範囲は相手国のミサイル基地に限定せず「指揮統制機能等」を含むとした。中国を「重大な脅威」と位置づけた上、防衛費のGDP比2%以上の予算水準の5年以内達成を目指すとした。
- ・ 2022. 5. 17 : 衆議院での政府答弁書  
 「誘導弾等の基地をたたくなどの他国の領域における武力行動で自衛権発動の三要件に該当するものがあれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないという考えは、限定的な集団的自衛権の行使を含め、閣議決定において示した武力攻撃行使の三要件の下で行われる自衛の措置としての『武力の行使』にもそのまま当てはまる。」  
 ⇒日本に対する武力攻撃はなくても、密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生して日本の存立が脅かされる等の場合（＝存立危機事態）にも敵基地攻撃を行い得るとするもので、2015年の政府提出資料や国会答弁を踏み越えるもの。  
 ⇒敵基地攻撃についてのこれまでの政府の立場は、誘導弾等による攻撃に対して「座して自滅を待つ」ようなことを避ける自衛のために法理上は誘導弾等の基地を攻撃することが許されないわけではないが、他方で、他国の領域に対して直接的な脅威を与えるような兵器を保有することは憲法上許されないし、また、現実の問題として敵基地攻撃を目的とする装備を保有することも、現に敵基地攻撃を行うことも想定していない、それは存立危機事態における集団的自衛権の発動の場合も同様である、とされてきた。しかし現在、政府はこのような従来の政府見解を根本的に変更し、その歯止めを取り払って、個別的自衛権のみならず集団的自衛権行使の場合も含めて「反撃能力」の保有に踏み切った。
- ・ 2022. 11. 22 : 「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」報告書提出  
 5年以内に防衛力を抜本的に強化しなければならず、そのための必要な水準の予算上の措置をこの5年間で講じなければならない。インド太平洋におけるパワーバランスが大きく変化し、周辺国等が核ミサイル能力を急速に増強し、特に変速軌道や極超音速のミサイルを配備しているなか、我が国の反撃能力の保有と増強が抑止力の維持・向上に不可欠であり、国産のスタンド・オフミサイルの改良等や外国製のミサイルの購入により、今後5年を念頭にできる限り早期に十分な数のミサイルを装備すべきである。
- ・ 既に南西諸島には陸上自衛隊のミサイル部隊が配置され、弾薬庫も整備されている。中国の沿岸部に届く射程 1000 km～1500 キロの「25式地対艦誘導弾」ミサイルが熊本県の健軍基地に配備され、静岡県富士駐屯地、茨城県の百里基地にも配備が予定されており、近隣の病院・学校・民家が標的にされる恐れ。

#### (4) 憲法第9条の下での防衛政策

- ・ 自衛隊の合憲性についての政府見解  
 憲法は自衛権を否定しておらず、他国から武力攻撃があった場合にこれを排

除するための必要最小限度の実力組織は「戦力」に当たらず、そのような自衛のための武力の行使は「国際紛争を解決するための手段」には当たらない。

#### ・専守防衛

相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保有する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法に則った受動的な防衛戦略の姿勢（令和4年度版防衛白書193頁）。自衛隊の存在が憲法9条に反しないとの政府見解の根拠でもある。

#### ・従来の自衛権行使三原則

- ①我が国に対する急迫不正の侵害があること（武力攻撃が発生したこと）
- ②これを排除するために他の適当な手段がないこと。
- ③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと。  
⇒攻撃国を我が国の領域（領土・領海・領空）から排除するまで。

#### ・2014.7.1 閣議決定の自衛権行使の3原則

- ①我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合（いわゆる「存立危機事態」）
- ②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない。
- ③必要最小限度の実力の行使  
⇒攻撃国を我が国の領域（領土・領海・領空）から排除するだけでなく、密接な関係にある他国に対する武力攻撃が続き、存立危機事態が続く限り、実力の行使が認められる。

#### (5) 敵基地攻撃能力保有の問題点

- ①敵基地攻撃の要件は？
  - ・我が国に対する武力攻撃の着手があったとき
  - ・存立危機事態が発生した場合
- ②相手国の武力攻撃着手、密接関係国への武力攻撃の着手はどのように認定？
  - ・偵察衛星、各種レーダー、ヒューミント（いわゆるスパイ）などを組み合わせた情報。
  - ・我が国独自の情報収集能力は不十分。結局、アメリカの収集した情報に頼らざるを得ない。
  - ・では、アメリカの収集した情報は正確か？。イラク戦争の「大量破壊兵器」
  - ・「着手」の定義について、政府見解は「手の内を明かすことになる」として明らかにしない。
- ③どの機関が認定？
  - ・国家安全保障会議の2+2（首相、官房長官、外務大臣、防衛大臣）
  - ・国会の関与なし
- ④わが国がまだ武力攻撃されていないのに、先制攻撃になるのでは？

- ・密接関係国に対する武力攻撃の着手があり、存立危機事態と判断した場合には、我が国に対する武力攻撃の着手がないにもかかわらず、集団的自衛権により、相手国に反撃できることに。
  - ・これは相手国からみれば、国際法が禁止している「先制攻撃」に該当。
  - ・アメリカの誤情報により「相手国が武力攻撃に着手した」というアメリカからの情報が誤情報だった場合にも、「先制攻撃」になってしまう。
- ⑤相手国の移動式ミサイル発射台を含めて、反撃不能にできる？
- ・相手国のミサイル基地の所在を正確にピンポイントで把握できるのか？
  - ・地下基地、移動式発射車両はどうする？。
- ⑥相手国の反撃にはどのように対処？
- ・相手国のミサイル全てを破壊できるのか？。
  - ・破壊できない場合には、当然反撃を受ける。その反撃対象は日本全国にある米軍基地、自衛隊基地、130棟の弾薬庫。
  - ・ロシアに侵攻されたウクライナの状況はどうなっているのか。
  - ・日本は壊滅的被害を受けかねない。

## (6) 様々な疑問

- ① 日本をめぐる安全保障環境は悪化しているのか？
- ・北朝鮮：アメリカに振り向いてもらいたいだけ。日本を狙ったミサイルではない。
  - ・中国：アメリカとの覇権争い。
  - ・ロシア：ウクライナ侵攻で手痛い経済情勢。  
⇒この3カ国が警戒するのはアメリカであって日本ではない。アメリカとセットになって初めて日本は警戒対象になる。
- ② GDP 2%の財源は？
- ・歳出改革（改革が進めば、その後の捻出が難しくなる）
  - ・決算剰余金の活用（国債の利払い、補正予算の原資のため転用困難）
  - ・国有地売却（限度がある）
  - ・税金1兆円
  - ・いずれ所得税増税、消費税増税とならざるを得ない。
- ③ 防衛費増額の原因はアメリカからの兵器爆買いのつけ
- ・アメリカの対外有償軍事援助(FMS)による契約額は、500億円前後で推移。安倍第2次政権後は1000億円→4000億円→7000億円と増額。2020年度でも約5000億円。兵器の輸入比率は2019年度27.8%。防衛費増額はアメリカからの兵器ローンが原因。
  - ・兵器の調達先は2018年以降、アメリカ政府がトップに。アメリカの兵器ローン支払いのため、国内防衛企業への分割払いを5年から10年に延長。国内の防衛産業基盤は弱体化（これ自体は歓迎すべきだが）。
  - ・無人偵察機「グローバルホーク」3機で613億円、維持費が2951億円。米軍が廃棄を決めた旧型。9年前に契約したが、まだ1機納入されていない。
  - ・「オスプレイ」（米軍と自衛隊以外購入する国なし）17機3600億円。

- ・海上自衛隊の自衛艦隊司令官を務めた香田洋二元海将は「今回からの計画からは現場のにおいがしない。本当に日本を守るために現場が最も必要で有効なものを積み上げたものだろうか。身の丈を超えていると思えてならない。」と懸念を表明（2022.12.23 朝日新聞）。

④ いわゆる「台湾危機」は生じるのか。

- ・「一つの中国」「台湾は中国の一部」はアメリカ、日本も共通認識。
- ・中国が譲れないのは「台湾の分離・独立」
- ・アメリカが譲れないのは「武力による台湾の現状変更」
- ・中国は台湾の「平和的併合」政策
- ・台湾世論は、大陸との統一を望まないが、戦争してまで独立しようとは思っていない。
- ・日本の貿易相手国は2004年以来、アメリカに代わり中国が最大。  
2023年の日本の貿易相手国は、中国22.2%、アメリカ15.1%、アセアン15.0%、EU10.3%。  
アメリカ・中国・日本は互いに最大の貿易相手＝戦争は出来ない。

(7) まとめ

- ・専守防衛という戦後の防衛政策の大転換
- ・憲法9条の戦争放棄、戦力不保持の形骸化
- ・東アジアの軍拡をもたらす「安全保障」「抑止力」のジレンマ  
※中国の2023年度の軍事予算は30兆円余に。
- ・元凶は2014.7.1のアベ閣議決定と2015.9.19の戦争法案

*END*